

ではなく、実際は特需とか新特需とかいうもので兵器を生産しているのじやないですか。もしあなたの方に資料がなかったら、私の方の資料を提供しますが、正直にここで御同意になった方がいいと思いますが、どうですか。

○本間政府委員 この法律に従ってやっているような次第でございます。

○林(四)委員 これを見ますと、兵器をつくつてはならない、航空機をつくつてはならない、戦闘用艦艇をつくつてはならない、弾薬をつくつてはならない、あるいはこのほかの部分品をつくつてはならないとありますが、今の実業界では親子爆弾とか機関銃のたまたとかいうものを実際つくつていたのですが、これはもしつくつていたとすれば第一條に違反しますか。

○本間政府委員 占領軍が占領政策上やつておられることは別でございますまして、日本政府といたしましてはこの法律に従つて処置をいたしておるような次第でございます。

○林(四)委員 それでは占領軍が占領政策としてつくつておられる兵器というのはどんなものでしょうか、御説明願いたい。

○本間政府委員 それはどうか占領軍の方に御聞きいただきたいと思ひます。

○林(四)委員 占領軍は日本の実業家にそういう命令を出しておるのであります。それに対する資料とか金融とかいうものは、日本政府が責任を持つてはいるはずですが、あなたが知らないうちはないと思ひますが、どうでしょうか。政務次官でありますから国会に對して敬意を表して、アメリカに聞けなうことになつたしお話願えませんか。

○林(四)委員 これは私の方の調査のほんの一部であります。たとえば日本特殊鋼では戦車のキャタピラをつくる、東日本重工の下丸子では戦車のエンジンをつくる、東京計器では航空用の兵器をつくつておられる。それから小松製作所ではビクター・オーをつくつておられる。こういうのは明らかに第一條にいう兵器並びに兵器の部分品、原料、材料に該当すると思ひますが、こういう工場をつくつておられるものは、どういう系統から注文が来たものでしょうか。これはあなたの言われるように直接米軍から命令が来たものでしょうか。

○本間政府委員 先ほどお答え申し上げたのでございますが、占領軍の方針に従つてやつておられると思ひます。

○林(四)委員 そうすると占領軍の命令で、日本の生産事業としてこういう兵器をつくつておられるということはあなたも認められたと思ひますが、それが日本の占領のために必要というのでなしに、朝鮮作戦というやうな、日本の占領とは別個なアメリカの戦争政策として行つておられる戦争のための兵器を日本に注文するということは、やはり兵器、航空機等の生産制限に関する件をみずから破ることにはならぬでしようか。われ／＼は日本の国を占領するための兵器がもしあれば――私は兵器なんでものは全然いらなないと思ひますが、そういうためなら、あなたの言われる通りに、占領軍の命令だから日本で兵器、兵器をつくつていいというることになつたとしても、日本の占領と全然関係のない、朝鮮作戦のために必要な兵器や武器をつくる注文を出したり受けたたりすること、いわゆる特需、新特需ですね、これはやはりボツダム宣言、極東委員会の諸決定に反することになるのじやないですか、どうお考えになりますか。

○委員長退席、多武良委員長代理(着席)

○本間政府委員 占領いたしました国の軍隊が、その本国において、あるいは占領いたしました地域において兵器を生産いたしましたとしてもそれは自由だと思ひます。従つて日本政府はボツダム宣言の條項を遵守しておる、こう私もは考へております。

○林(四)委員 先ほどの次官の答弁はおかしいと思ひます。日本の国から軍事的な勢力を一掃しなければならぬといふことはボツダム宣言で決定され、極東委員会の諸決定、アメリカの初期の占領政策によつて、軍事的な生産は全部とりやめて、平和的な産業に向わなければならない、平和的な産業ならばこれは無制限に發展することを保障するといふことになつておる。そこで日本が占領政策に従わなければならないとしても、それは日本の国を占領する軍隊の必要の限度において、もし兵器や航空機の製造を命令したとすれば、これは占領命令として受諾しなければならぬと思ひます。しかし私はそういうこと自体日本に軍事的な生産を全部停止して平和的な産業を無制限に發展させろといふことをボツダム宣言で命令しているアメリカが、いかに占領のため必要な兵器といふ、日本に兵器を生産を命ずるとすれば、これはアメリカ自体がボツダム宣言を無視したことになると思ひます。かりに百歩譲つて日本を現実的に占領している占領軍の兵器、武器の必要のために命令を出したならわかりますが、アメリカが新しく朝鮮作戦をして、そのために、要するに戦争のための武器を日本に注文するといふことは、これはボツダム宣言の違反であり、またそれを受けて特需、新特需といふやうな形で兵器を生産するといふことになれば、これは私にどうしても兵器、航空機等の生産制限に関する件に違反して来ると思ひますが、実際この違反が公然と行われているために、おそろく政府としてはこの法案が大箇月延びようが延びまいが大した痛痒を感じないのではないかと。ただいまあなたの答弁を聞いてみるとどつちでもよいやうな答弁ですが、あなたにお聞きしたいことは、日本の産業が平和的に無制限に發展し、極東で平和的な環境を保つためにはそういう日本の占領と関係ないよその国の戦争のための兵器をつくるという命令とどうしても占領目的あるいは占領命令という範囲に入らないと思ひますが、あなたは大きな産業資本家や軍資金資本家のことはかりお考えになつておるから、そういうものをつくつても金にさえなればいいのだ、あまりうるさいことを言ふなといふやうにお考えになるかもしれないが、やはり日本の国にはそういう兵器をつくつておる大きな軍事資本家のほかに、平和を望んでいる大衆がたくさんいるわけですから、日本の国でそういう兵器をつくることになり、それが国際的に警戒されたり反感を持たれるといふことになれば、一部の軍事資本家の利益のために国全体が非常に不利な立場になると思ひます。

○林(四)委員 何か朝鮮事変は共産主義者が起したやうなことを暗ににおわせて、だん／＼吉田さんのまねをなさつておられるやうな思ひますが、この問題はこれのくらいにします。

○林(四)委員 何か朝鮮事変は共産主義者が起したやうなことを暗ににおわせて、だん／＼吉田さんのまねをなさつておられるやうな思ひますが、この問題はこれのくらいにします。

○本間政府委員 御指摘の点は事務当局の方から答弁いたさせます。

○林(四)委員 それではいつころで、それは政令でわかりました。そうするとこれは実際に破壊したのかしないのか。これもどうも吉田内閣の政策からいいますと、破壊に関する政令といふやうなものを出しておいて

うのでありますが、われ／＼は中国、ソビエトその他の国と平和的な友好関係を結ぶことによつて平和産業を無制限に發展させることができるのであります。この際やはりこの命令を嚴重に守る必要があると思ひますから、そういう意味では質問しているわけですが、朝鮮作戦のために、武器をつくることを日本に注文するといふことは、占領の目的、占領の命令とは別だと思ひますが、どうでしょうか。

○本間政府委員 何が必要であるかといふのは占領軍当局が決定するものだと思います。

それから朝鮮のために武器をつくるのが云々といふやうな御指摘がありましたが、朝鮮事変が起らなかったならば一番よかつたのではないかと思ひます。日本が政府といたしましてはあくまでボツダム宣言の趣旨を忠実に実行しているものと私どもは確信をいたしております。

なるべくこわさないで温存しておるよう
にわれ／＼から見ると思われるので
す。実際どういう設備をどの程度に破
壊したか、それをお聞きしたいので
す。あなたの言われるように特需、新
特需が何らボツダム宣言に違反しな
い、日本の平和的な産業の無制限拡大
方針とかわりないということになれば、
こんな機械はこわさないでむしろ
そのままにしてどん／＼つくつた方が
いいという論理的な矛盾になるわけだ
すが、どんなものをどういうようにこ
わしたか、まず説明をしていただきた
いと思います。

○本間政府委員 これは占領軍当局の
命令に従いまして破壊するものを破壊
いたすのでございまして、そうでない
ものは残つておると思ひます。

○林(百)委員 どんなものを破壊した
のですか。今の次官の答弁によつて、
特需、新特需によつて戦車のキャタピ
ラ、エンジン、航空機用レーダー、そ
のほか親子爆弾、小銃、機関銃の弾丸
などをつくつても、別にボツダム宣言
に違反しないのだ、そういうものをつ
くらせるのは朝鮮事案が起きたからな
のだというような迷惑な答弁をなさつてお
るわけなんです。そうすると八の特
用機械はこわさないでいいというの
ですか、矛盾して来ると思ひますが、
実際はなるべく温存してこわさないよ
うにしたのじやないですか。

○本間政府委員 御指摘のような設備
はほとんど破壊をいたしております。

○林(百)委員 そうすると陸軍工廠、
海軍工廠、PD工場、LR工場、これ
は向うの方が残して置けと言つたので
すか。

○永山政府委員 特殊用途機械と申し

ますのは単独で兵器生産のために使用
されるように設計をし、あるいは製造
をされたもので、いわゆる兵器のため
の専用工作機械等を指すものでありま
すから、これは各都道府県に調査をせ
しめましてその報告書を全部調査した
上で、すでに現在におきましては全部
破壊済みでございます。

○林(百)委員 これは武器、弾薬、発
射物、軍用爆発物、ほかにこういうも
のをつくる施設も全部破壊しておると
いうことが第二條にあるわけなんです
が、これは政府は認めるわけではし
ょう。それからまだ非常に残つておるも
のがあります、どういふものを残し
ておるもの、これは破壊したという事例が
あつて、どの程度のもを今まで破壊
したかをあなたからお聞きしたいと思
ひます。

○永山政府委員 ただいま御説明を申
し上げましたように、その機械自体が
昔から兵器の生産のために使われる、
そういうように設計されてはかの用途
には使えないというやうなものを拾い
上げまして、しかしこれについては
全部破壊をしたということでありま
す。

○林(百)委員 だかほどの程度の量、
たとえばここに細菌戦用兵器だとか超
短波無線機、艦艇、装甲車といふも
のがあります、こういうものを発表
してもらいたいです。そこでこれが
もし時間がかかるようでしたらこれに
関する資料を全部で全部配つてもらい
たいと思ひます。たとえば第六條によ
ると「破壊又は破壊の時期、方法及び
費用の細目」そのほかずつと都道府県
知事に報告書を提出しなければならな
いということになっておりますから、

この資料はあると思ひます。それを
この通産委員会に出してもらいた
い。

○永山政府委員 ただいま詳細な資料
を持ち合はせましたし、作成を
して御提出いたします。

○林(百)委員 次会までにひとつ……
以上で終わります。

○多賀委員 次は石油及び可
燃性天然ガス資源開発法案を議題とい
たします。昨日に続きまして質疑を結
束いたします。質疑の通告があります
から、これを許します。加藤議員。

○加藤(鑑)委員 私は石油及び可燃性
天然ガス資源開発法案に關しまして、
きょうは二、三重要な点だけをお伺
したいと思ひます。

まず第一に本案を制定された趣旨、
わざ／＼／＼／＼／＼／＼／＼／＼／＼／
趣旨をひとつお願いしたいと思ひます。
これはどなたか質問があつたかと思
ひますが、なお十分御説明をお願いし
たいと思ひます。

○松田説明員 この法律をつくりまし
た趣旨でございますが、提案理由を御
説明申し上げましたときに盛られてお
るかと思ひますので、また繰返す結果
になつて恐縮かと存じますが、大ざつ
ぱに申し上げますと、御承知のように石油
が日本に需要量の一〇〇％程度しか生産
がございせんが、それは考へてみます
と、採油方法等につきまして技術的に
まだ／＼欠陥がございまして、一例で
大ざつぱに申し上げますと、今までのやうな
掘り方で掘つておりました、ガスある
いは水、この地下のエネルギーにより
ましてくみ出されて来る油が、ガスの
圧力を損じ、あるいは水の圧力を損じ、
従つてとれました量が埋蔵量の二、三

十パーセントという程度しか出ており
ませんが、これをコンサダエーション
と申しますか、この法律が考へており
ますやうな技術的な方法をうまくやり
ますと、残つておりましたものの約半
量程度がさらにとれるというふうな結
果になるのでございまして。従いまし
てそういう掘り方を日本でもぜひやり
たいというのが根本的なねらいでござ
いまして。従来からすでにアメリカあたり
でもやつておりましたので、やや日本
では遅ればせかと思ひますが、今から
もこれを実施して、少し埋蔵量を十分
に活用したいというのがねらいでござ
いまして。

○加藤(鑑)委員 大体石油並びに天然
ガスが流体鉱物であるというやうな点
と、一層エネルギーを保護しなければ
ならないというやうなことが重点のよ
うですが、私はわざ／＼／＼／＼／＼／＼／
法律をつくらなくても、鉱業法があり
ますから、鉱業法の一部改正あるいは
追加等によつていいのではないかと
いうふうに思ひます。わざ／＼／＼／＼／
法律を必要とされる理由というやうな
ものが、今の御説明ではまだ十分にわ
からないのでございまして。

○松田説明員 法律にいたしました理
由は、先ほどの目的を果しますため
に、お話しもございまして、流体
鉱物の特殊性からいたしまして、一度
ガスあるいは水というものの圧力を損
じますと永久に地下に眠つてしまふと
いう特殊な鉱物であるという点が一点
と、従来の例から見まして、なるほど
企業家の方々も十分いいということ
は御存じではありましたが、なお不徹
底な事例もございまして、さらに一企
業家がこの趣旨を徹底されたといひし

ましても、隣接鉱区の関係その他で他
の企業者がそれをおやりにならないと
いうことになりまして、やはりその趣
旨が没却されてしまふというやうなこ
とにもなりますので、少くとも現在の
状態で申しましたならば、最小限の法
規制を実施いたしまして、目的の貫徹
をはかりたいという趣旨でございま
す。

○加藤(鑑)委員 御説明を聞いており
ますと、要するにこういう非常に貴
重な資源の開発について、できるだけ
合理的な方法をとらうということが第
一目的であるやうであります。しかし
私はこういう貴重な鉱物であり、また
採掘が非常に技術的にむずかしいもの
でありますから、こういう別な法律を
つくられるならば、本法に示されてい
るやうなただ合理的な開発をいふ／＼
きゆう／＼／＼／＼／＼／＼／＼／
いうことだけではなくして、もつとむ
しろ採掘方法を第一義的に考へられる
ことが必要ではないかというふうに思
ひます。ところが採掘の方
法等につきましてはあまり規定がない
やうですが、その点はどういうふう
にお考へになりますか。

○松田説明員 私、ちよつと失礼です
が、のみ込みが悪いのかもしれない
けれども、採掘の方法と御指摘になり
ました点が、私の聞き違ひかもしれま
せんが、採掘の掘り方の方法をどうい
うふうに最小限に規制をするというの
がこの法律の第二章でございまして、採
掘の方法とおつしやいましたことを私
が聞き違ひをしてゐるかもしれませ
んが……

○加藤(鑑)委員 第二章のいわゆる採
掘の方法が非常にむずかしいものであ

るから、政府の考え方からいえば、こ
ういういろ／＼なむずかしい規定をな
さるのならば、むしろ探掘の方法等に
ついてはつと／＼と具体的な規定
をなさるべきではないかと思つて
す。ところがこの法律案を見ますと、
いわゆる合理的な開発をすることが第
一義的であつて、探掘の方法を定める
というところは第二義的になつておるよ
うに思われるのであるが、その理由を
お伺いしたいのであります。

○松田説明員 掘鑿の方法でございま
すが、今のお話を伺つておりますとこ
ういうことではないかと思つて。た
とえばこれは例がいかにどうか知りま
せんが、坑井を掘る場合に、まづすく
に掘るか横に掘るか、その掘り方を
う少し規制すべきであつて、四條あた
りできめられた井戸を掘つた場合にお
いては仕上り工事を行ななければなら
ぬ、そのあとの方を押さないで、前の
方のまづすく掘るか横に掘るか、そ
の掘り方そのものについてもう少し規
制すべきではないかというふうなお話
かと承りますが、もしそのようなお話
ねでございしますれば、現在石油の井戸
を掘ります場合に井戸をどうするか
云々というふうな面、さらに掘り方そ
のものについての技術的な面は残るか
と思つて、これは企業者の方がお
やりになる通りでつこうであります
ので、その技術的な面は残るまでは
入る必要はない、ただ掘ります場合に
水を上から流し込みますときの入れ方
についてはやつておるつもりでござい
ます。

○加藤(總)委員 それはよくわかりま
した。これは非常に技術的にむずかし
い問題であるからある程度業者の自主

性にまかせる、特に技術の面において
は業者側のいろ／＼な技術のくふうに
まかせるといふあなたのお考えはそれ
でつこうだと思つて。ところがそ
ういう考えからいいたしますと、この
四條から十條あたりまでいろ／＼と非
常に厳重な規定がしてあるわけであり
ます。何をしたいとはいけない、あるい
は命令をすることができるといふよう
なぐあいに、非常に強い処置が講ぜら
れております。そうすると今あなたの
おつしやつた考えと矛盾するように考
えられるのですが、その点はどうで
すか。

○松田説明員 私の申し上げようが不
徹底であつたかと思つて、井戸を
お掘りになる場合に、油層の保護だ
とか、合理的に掘り出す、うまい技術で
掘つていただくという場合に、最小限
これだけはやらなければならぬとい
うものだけをここに規定したという意
味でございします。

○加藤(總)委員 最小限とあなたはお
考えになるということですが、私は企
業者のくふうを要するようないろ／＼
技術的な問題について、ことごとく何
をしてはいけないとか、あるいは命令
するかというふうな考え方、規定とい
うものは少し厳重過ぎるのではないか
と思つて、特に石油資源の開発
のようない問題は、非常に高度な技術的
なくふうがいり創意がある問題でしか
ら、こういうふうには命令するといふよ
うなことを規定しておいて、失礼でせう
けれども、政府の技術的にははなはだ未
熟だと考えられる若い技官等がそ
ういふ命令をする、この規定に基いてい
る厳重な制限を設けるといふ考え方

でなくして、もつと幅のある考え方
規定をした方がよくはないかと思つて
ですが、その点どうですか。

○松田説明員 御指摘がございました
ように若い技官のみでこの法律に規定
してありますことをやろうという考え
は毛頭ございせん。お読み願つてお
るかと存じますが、五條の坑井間隔を
きめるにいたしまして、あるいは七
條、八條、九條あたりで命令を出しま
す場合にいたしまして、あつた方の
條文に規定してございしますが、審議会
をつくりましてその道の権威者、学識
経験のある方々の御意見を聞きまして
きめて行くことになつておりますの
で、若い技官だけでかつてなまねをす
ることはございせん。

○加藤(總)委員 審議会を大いに活用
するといふ御意見ですが、従来この種
の審議会といふものはたしてどの程
度まで活用されておるかということに
ついて多少疑問を持つてゐる。この審
議会は月に何回くらい開くお考えで
すか。

○松田説明員 今までの一般の委員会
にもいろ／＼ございしますが、私どもの
方で考えておりますのは、現在資源庁
にございします審議会がヤツクと稱して
おりますが、そこでも技術的に非常に
厳重な慎重な審議が行われております
が、その例のごとくやつて参つたつも
りでございしますし、今のところもちろ
ん問題が起りますればそのたびごとに
開催はいたしますが、おおよその見当
としては一月に一回ずつは開かなければ
ならないようなものではなからうか
と現在のところ考えております。

な問題が起つた場合、緊急を要する場
合には必ずお開きになるお考えです
か。私は前回の儲業法の改正のときに
もお伺ひしたことがあるのですが、開
かれていた回数が割合少いように思
うのです。今後今あなたがおつしやつた
ような方針でやりになるかどうか、
もう一度お伺ひいたします。

○松田説明員 その通りでございます
ということを重ねて申し上げます。

○加藤(總)委員 次に補助金の問題で
すが、この法案によりまして、補助金
を順次国庫に返して行くといふこと
で、今までこういう例があります
か。

○松田説明員 この法律の附則で廃止
していただきたいというふうにはいた
してあります元の資源開発法にこうい
う規定がございまして、従来こうい
う方方でやつて参つております。

○加藤(總)委員 これと同じやり方
ですか。つまりただ借りただけを返す
といふことではなく、さらにそれ以上の額
になるわけですが、そういうやり方を
やつたわけですか。

○松田説明員 やり方はその通りで
ございします。ただ数字的に申しますと百
分の三以内となつておりますが、元の
場合は省令で百分の二くらいかと思
ひますが、数字的にちよつとその辺の
違いはありますけれども、こちらのも
内となつておりますので、考え方その
ものは同様でございします。

○加藤(總)委員 補助金を返すとい
ふことも場合によつては、けつこうか
もありませんが、今も言つたように、補
助金としてもらった額以上のものを、
しかも永続的に返さなければならぬと
いふのは、どういふ考え方の上に立

れるのか。返すという趣旨ならば、も
らつただけの額に達すればよいとい
うことになるわけですが、その点はど
うですか。

○松田説明員 こういうふうなきめて
やることについて、私どもが考えてお
る考え方は、大体こういふふうな考
え方でおるわけですが、これは試掘に補
助金を出すことになりましたけれども、石
油の試掘といふのは、御承知のように
非常に危険率が高い。あるいは三十本
に一本だとかあるいは十五本に一本だ
とかいふふうなこともいわれておるま
すので、一面に危険率が非常に高いと
いう特徴が一つあるかと存じます。

それから国全体としてこの試掘によ
つて新しい石油の埋蔵資源をつかみた
といふ希望もあらうかと思つて、
そういうことで、企業体と国と一緒
になつて探して行くといふ意味で補助
金を出しておるかと思つて。そこで
もう一つこの石油の試掘の特徴として
考えられるものは、試掘が成功いたし
まして――当率は少いでしょうが、
一度当りますと、普通の産業で工場を
つくるような場合とはちよつと違いま
して、試掘井そのものから多量の油が
吹き出して来るということ、その面
からだけ考えますと、別にさらに新し
い大きな投資をしなくても比較的大き
な企業収益があるわけでありまして、こ
れはやはり国民の税金の結集としての
補助金でございしますので、その企業利
潤の適当な分を除きまして、さらに利
潤がある場合には、これをお返し願
うようにしたかどうかと考えておりま
す。

○加藤(總)委員 御説明は非常にけつ
こうな話ですが、私はそういう利潤が

あつた場合には、他にいろ／＼とるべき方法はあると思うのです。補助金として出したものを返す場合には、あるいは補助金の額だけ返さるというところが筋が通つておるのではないかと思ふわけですが、しかしこまかい点はまた別の機会にお聞きします。

次に補助金の額ですが、予算について見ますと、本年は非常に額が減つておるようです。昨年は一億一千万円、本年に四千万円という事で減つております。昨日かの御答弁は、帝石に補助金を出す必要がないからということですが、私はたして通産省が帝石に補助金を出す必要がないとお考えになつてこつたという趣意をとられたかどうかという点に疑問を持つわけですが、今年からまたこつたという法律をつくつて、石油並びに天然ガスの開発を大いにやろうというならば、予算の上において、わずかの額ならばともかく、非常な減額をしないで、さらに一層奨励をすべきではないかと思ふわけですが、その点はどういうお考えですか。

○始開政府委員 試験助成金の額が昨年に比べて大分大幅に減少いたしました。昨年は通産省の計画に對する予算額は大体六億見当でございまして、ただいまの帝石の実情から申しまして、この程度のものは奨励なしにやれるというふうな見解からいたしまして、さしあたりといたしましては帝石の分だけ計上いたしませんでした。ただし昨日も申し上げましたように、状況の変化いかんによりましては、この点は考え直して参る必要もあるかと存じておりますが、目下の状況では、二十七年分としては一応必要はなからうという意味におきまして、帝石の担当いたしました分野における探鉱が不十分になるおそれはないものというように考へておる次第でございまして、

持つわけでもなし、またその理由も全然ございせんが、帝石はいわゆる特殊会社で、政府が大分資本を持つておるような会社で、しかも日本の石油のほとんど大部分を担当して開発しておる会社ですが、日本の石油をこの際大いに積極的に開発しようというならば、私は帝石の補助金を減らす必要はないように思ふわけですが、私どもいろいろの点をお伺いするわけなのです。どういふ風評が具体的なこととは申し上げませんけれども、おそらく政府でも御承知のことと思ふ。何かそこに感情的なものがありはしないかと私は思ふのですが、そういう点はありませんか。

○加藤(鐵)委員 私は別に帝石の肩を持つわけでもなし、またその理由も全然ございせんが、帝石はいわゆる特殊会社で、政府が大分資本を持つておるような会社で、しかも日本の石油のほとんど大部分を担当して開発しておる会社ですが、日本の石油をこの際大いに積極的に開発しようというならば、私は帝石の補助金を減らす必要はないように思ふわけですが、私どもいろいろの点をお伺いするわけなのです。どういふ風評が具体的なこととは申し上げませんけれども、おそらく政府でも御承知のことと思ふ。何かそこに感情的なものがありはしないかと私は思ふのですが、そういう点はありませんか。

○始開政府委員 帝石は今日では特殊会社ではございせんが、普通の会社でございせんが、いづれにいたしましても、帝石の立つております探鉱計画というものの対しましては、帝石の自力でやつて行けるだらうというふうな見解のもとに、補助金を今年度につきましては計上いたさなかつた次第でございまして、それ以外に別段の理由はございせん。

○始開政府委員 帝石は今日では特殊会社ではございせんが、普通の会社でございせんが、いづれにいたしましても、帝石の立つております探鉱計画というものの対しましては、帝石の自力でやつて行けるだらうというふうな見解のもとに、補助金を今年度につきましては計上いたさなかつた次第でございまして、それ以外に別段の理由はございせん。

○加藤(鐵)委員 この予算の非常な減額した理由ですが、先ほど申し上げる通り、一体これだけしかいらぬと考へて要求されたのか、あるいは要求されたけれども、大蔵省の承認が得られないので、やむを得ず減額されたのか、その点を明確にお伺いしたい。

○始開政府委員 私どもの大蔵省に對する予算要求といたしましては、帝石の分も含めて要求をいたしました。しかしながら先ほど申し上げましたように、帝石の内容その他からいたしまして本年度について必要ないであらうという結論になつた次第であります。

○加藤(鐵)委員 それでは、これだけの補助金で本法の目的が十分達せられるというふうにお考えになりますか。

○始開政府委員 こういう性質のものに對する補助金といたしましては、試験に對する能力等よりいたしまして、多々益々弁するといつたやうな性質もあると思ひますが、先ほど申し上げましたように、帝石につきましては一応今年度としては補助金なしでやつて行けるだらう。なおそれ以外の中小の石油会社に對しましては昨年度と同程度の補助金がございまして、一応この程度で必ずしも十分だとは考えませんが、目下の財政事情その他からいたしまして、一応この程度にするよりほかはなからうというふうにお考へておる次第であります。

○加藤(鐵)委員 補助金は中小会社の探鉱のみに出せば、この目的は十分達せられる。しかしいろいろ／＼な資源を温存するとか、保護するやうなことで、またこれを有効に合理的に開発するといふやうないろいろ／＼な規定というものは、補助金を適用しない帝石もこれに即さなければならぬ、こつた考へ方です。

○始開政府委員 二十七年度につきましては、ただいま御指摘のやうな考へ方になつておる次第でございまして、

○加藤(鐵)委員 最近いろいろ／＼石油の統制を撤廃するといふやうな考へ方がありますが、政府は撤廃する意思ですか。

○始開政府委員 国産原油の統制は四月以降撤廃する考へでございまして。一般の石油の統制撤廃の問題につきましては、現在のところまだいつから廃止するといふことを決定する段階に至つておりません。

○加藤(鐵)委員 石油の統制撤廃と普通に通に申しておりますのは、いはゆる消費統制の問題でございまして、原油の輸入につきましては為替の割当という形で統制が行われております。目下為替の状況等からいたしまして、輸入がまづたく自由になるといふことは、こ

○林(百)委員 ちよつと関連して……。私はきよう法案をいたしたので、よくわかりませんが、去年の日本の石油の消費量は年間大体どのくらいですか。

○始開政府委員 昭和二十六年年度におきましては四百四十万トシ見当でござい

のと、原油で入りますものとがござい
ます。原油で入るものにつきましては
米本国、中東、南方の三つにわかれて
おります。

○林(四)委員 量を……

○始開政府委員 その中で七割が中東
地区でござい。あとの二割が南
方、一割が米本国、大体その程度に御
了承願つて間違いないと思ひます。

○林(四)委員 それから本年度輸入計
画と輸入の実施状況はどうなつてお
りますか。

○始開政府委員 外貨がつき得る限り
におきましては今日までのところ一切
輸入に支障がございせん。従いまし
て輸入計画通り大体入つております。

○林(四)委員 計画通りになつてい
ると聞いていいわけですね。——そうし
ますとこの法律によつて先ほどの三十
万キロリットルを五十万キロリットル
にしてそれから輸入量を少くしようと
いうことなんですか。

○始開政府委員 石油の消費量は大体
増加する傾向がございまして、国内
原油の量が若干ふえましても全体とし
ての輸入量はなるべくふやして参りた
いというふうに存じております。

○林(四)委員 そうすると輸入もふや
すし、国内の生産量もふやすというこ
とで、これによつて国内の生産量をふ
やして輸入を減少するといふ考えはな
いわけなんですか。

○始開政府委員 絶対量としての輸入
量を減らすといふ考え方はございま
せん。

○林(四)委員 役務賠償とかいうよう
な形で将来南方へ日本の探掘の技術
を出すといふようなことからいふよう
な法案をつくつて、それを保護する

という観点は全然ないのですか。
○始開政府委員 南方の石油資源の開
発に何らかの形で参與する問題とこの
法案とは関係がございせん。

○林(四)委員 そうすると関與する
という方針は、考へてゐることは考へて
ゐるのですか。たとえば東南アジアの
貿易の問題もありませんし、それからマ
レー・インドシナ等の賠償問題も起
つておりますが、こゝろいふような賠償
の問題で役務賠償の一つの手段として
石油の開発あるいは技術の導入といふ
ことを考へてゐるのですか、いないの
ですか。

○始開政府委員 賠償との関係等にお
きまして具体的にどういふこと
を考へてゐる、あるいは方針が決定し
てゐるといふことはございせん。
ただ相當の技術がございまして、何か
適當な形で南方に進出することができ
ればといふことは私も氣持としては
考へておりますが、別に具体的なもの
はございせん。

○林(四)委員 補助金の中に見返り資
金は入るのですか。
○始開政府委員 補助金は一般の政府
の予算でありまして、見返り資金は関
係がございせん。

○林(四)委員 そうすると一般會計の
普通の支出として出されるので見返り
資金からは出ないといふわけですね。
○始開政府委員 その通りでございま
す。

○林(四)委員 これは私今ずつと通覽
してみましたし、それからこの帝國石油
株式会社の見解書といふのを讀んでみ
たのですが、これは結局この補助金制
度を通じて、あるいは命令指定といふよ
うな制度によつてこの石油業に對する

政府の権限を強化する、ちやうど戦時
中の統制行政に一步近づいて来るよう
な感じがするのです。大分再軍備とい
ふような問題も非常に論じられてゐる
ときであります。戦争と石油といふ
ものは不可欠のものでありますから、
この石油を再び政府が相當の監督ある
いは補助金というふうな形でこれを統
制し、この業界に對する政府の権限を
強化して来るという方向に一步行くの
ではないか。この法案はそういうふう
に思われまが、その点について政府
はどう考へますか。

○始開政府委員 この法律によりまし
て従前の資源開発法を廃止いたします
が、廃止いたします前の法律はむしろ
ただいま御指摘になりましたような國
家が石油企業をコントロールするとい
ふ色彩のものでありましたが、今度は
そういうものではございせん。昨
日来申し上げておりますような石油が
非常に貴重な地下資源であるといふこ
とと、もう一つは流体鉱物であるとい
う特殊な事情からいたしまして、必要
最小限の技術面の指導をやつて参り
たいといふことでありまして、その点
は前の法律を廃止することと照し合
せてお考へ願ひますとよく御了解願
ひすることと存じます。

○林(四)委員 たとえばそれ／＼の會
社がどういふ探掘の方法をとるかとい
うことについて何も政府がどういふ方
法をとれ、こゝろいふ方法をとるなら補
助金をやるというふうなことでもなく
で、業界の自由になませるわけに行か
ないのですか。そういうことまで政府
が干渉する必要はないと思ひます。

○始開政府委員 探掘の方法について
いろいろ制限を加へますと補助金

を出しますことは直接の関係はござい
ません。補助金を出しますことは探掘
を奨励するといふ趣旨でございせん。
なおこの探掘の技術的な方面につきま
して、なぜ國として特に監督を加へ制
限をする必要があるかといふ点でござ
います。この点は昨日から繰返して
申してゐる点でございせんが、石油が
ほかの鉱物とは違ひまして、流体鉱物
としての特殊な性格を持つておりまし
て、地下の天然ガスにいは水という
ような内部のエネルギーによりまして
初めて地上に持つて来ることでござ
いせん。従ひまして油層の
状況を悪くいたしました。地下のエ
ネルギーを浪費いたしました。そこに
ございせん石油は永久に掘り出すこと
ができないという性格を持つてゐるわ
けであります。そのことは企業とい
はしても當然ある程度自主的に考へ
るわけがございせんが、企業の根本的
な建前であります。資本主義の観点等か
らいたしまして、時としては濫掘に陥
るという弊がないでもございせん
が、これも昨日申し上げましたのであ
ります。一つの企業でせつかく合理的
な探掘をいたしまして、その隣接
地区におりますものがめちやくちやな
ことをいたしますと、まづたゞ何にも
ならないといふような点もございせん
ので、法律によつて規制をいたして参
りたいと考へておる次第でございま
す。

○林(四)委員 そういふことはわかり
ますが、たとえば罰則などを見まし
ても、政府の方針のような探掘方法を施
設しない場合には一年以下の懲役、十
万円以下の罰金、しかもこれを併科す
る。こゝろいふことまでして探掘の方法

を強制する必要があるものでし
ようか。普通の業界にはちよつとない
のですか。……

○始開政府委員 これはただいま申し
上げた通りでございまして、石油に
つきましてはほゞ掘り方を注意いた
しませんと、せつかく存してあります
埋藏量の大部分のものが地下にそのま
ま残りまして永久に掘り出せないとい
うことになるわけがございせん。もち
ろん石油業者は儲業権によりましてこ
れを掘採取得する権利があるわけが
ございせんが、石油の特性を考へまし
て、最も合理的に國家意思に合ふよう
に探掘して参る必要があるわけが
ございせん。さういふ観点からこの法律が
できておりますし、またそれを裏づけ
るためのただいま御指摘のような罰則
もついておると御了承願ひたいと思
ひます。

○林(四)委員 補助金の問題、これは
税務署が税金をとるのと同じやうな國
稅徵收法の適用をして、延滞金まで全
部つけて、もしそれを納めない場合に
は國稅滯納処分法によつて処分する
といふのですが、これではまるで高
利貸が金を貸すやうなことになるの
で、私は今言つた探掘の方法につ
いての行政権限の強化と、それからこの
補助金を通じて、これはやはりあなた
方官僚が発言権を大きくし、あなた
方がいばり立てて、業者にあなたの方
に頭を下げさせたくてこゝろいふ法律
をつくるのだと思ひますが、さうい
ふ点はどうですか。どうもこんなにまでし
て、他産業と違つて、補助金を出して納
付金を納めない場合には延滞利子をつ
ける。それをやらなければ國稅徵收法
を適用して処罰するといふやうな、こ

ういう法律は他にちよつとないのです
がその点どうですか。

○始開政府委員 石油の合理的な採掘
の方法は、法律の有無を問はず非常に
大事なやがましい問題がありまして、
もし私どもが不合理な採掘の行われて
おるのを黙認しておるといふことでご
ざいますれば、これまた非常な世間の
非難が集まるわけでございます。今言
つたように、私どもとしては別にいば
るとかいうようなことはまつたくござ
いませんので、政府としての最小限度
の責めをこの法律によつて果して参り
たい、さように存しておる次第であり
ます。

○林(百)委員 これは技術的に言う
と、二次採取法というのですか、専門
的なことはよくわかりませんが、あな
た方のいうこの採掘方法は専門的に言
うと何という方法ですか。

○始開政府委員 この法律の一番主と
なつておりますのはコンサヴェーシ
ョンというのでございまして、それと
二次採取とは若干觀念が違ふように思
います。

○林(百)委員 アメリカではこういう
方法をやつてゐるのですか。

○始開政府委員 アメリカでは、大分
前からコンサヴェーションの行き方が
発達しておるようでございます。

○林(百)委員 アメリカのような経済
的にも余裕があるし、それから固定資
産に十分資産を投資することができ
るような含みを十分持つた事業界なら、
こういう方法をとれるでしょうが、日
本のように、まだ石油会社としてもそ
れほどの資本力もない、弱いところ
へ、こういうアメリカで行つてゐるよ
うな方法を強制して来て、それをしな

ければ徴収した、罰金だ、貸した金も国
税徴収法で処分するといふやり方は、
少しこれはアメリカの法律を無理に日
本の業界へ押しつけるという心配が私
たちはあるのですが、やはりもう少し
事前に業界の意見も聞いて、日本的な
法律にして、日本の事業界の実態に即
したような方法をやつたらどうか。要
するに私はこの法案で二つのことを懸
念するのです。今まで日本にアメリカ
の制度が取入れられて、それが日本の
実情に合はなくて、大分今困つてゐる
のがいろいろあるわけです。たとえば
六・三制なんか法律をつくつたけれど
も、どうなるかわからない。そのほか
いろいろ制度があるわけです。これは
やはり全然経済的な基礎の違つてい
る日本の業界へ押しつけるところに無
理があるのではないか、もう少し業界
の意見を聞いて日本の実態に即する方
法にしたらどうかといふこと、この二
つを通じて採油業界に対する官僚の発
言権が非常に強く、資金的にも、技術
的にもあなた方が非常に強い監督権を
持つて、戦時中の統制とかわらないよ
うな形——少くもそれに十歩か二十歩
の歩み寄りのように思ふのですが、そ
の点私もまだ十分研究しておりません
が、非常にそういう点が懸念されるの
ですが、念のために質問しておきたい
と思ひます。

○始開政府委員 コンサヴェーシ
ョンの考え方はアメリカでも行われてお
りますが、世界の主要諸国でこういう考
え方を実施しておらない国はないよう
であります。必ずしもアメリカのみの
制度ではないと思ひます。

それから日本の企業の大きさなり、
実力から申しまして、こういうやり方

は無理ではないかといふお話でござい
ますが、具体的に帝石の場合で申しま
すと、目下の状況で幾らでも掘れるだ
け掘れといひました場合の採油量は、
一日千二百キロ余りでございまして。こ
れをコンサヴェーションの觀念を與え
ますと、大体九百キロ内外になるわけ
であります。その場合でも帝石とい
はしましては、りつぱにやつて行ける
といふ見通しでございまして。なお中小
の業者につきましては、こまかい問題
であります。油層の指定といふよう
な制度がございまして、そういう無理
のないような制度にして行きたいと思
つております。

それから官僚統制の強化ではないか
とおつしやいます。先ほど申し上げ
ましたように、これはやらなければや
らないで、政府は非常な非難を受けるわ
けでございまして。必要最小限度の技術
的な管理、あるいは技術的な指導をや
つて参りたいといふことにほかなら
ないのでございまして。

○多武夏委員長代理 ほかに御質疑が
なければ、本日はこの程度にいたし、
次回は公報をもつてお知らせいたしま
す。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時六分散会

昭和二十七年二月十八日印刷

昭和二十七年二月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所